

**認知症高齢者グループホーム「ぬくもりの家」  
指定認知症対応型共同生活介護事業所及び  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 指定地域密着型サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護及び指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という。）及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防サービス」という。）は、介護保険法及び関係する厚労省令等並びに石巻市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとし、また、各種サービスを受けることにより、尊厳のある、穏やかで安らぎのある生活を提供することを目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 認知症高齢者グループホーム「ぬくもりの家」
- 2 所在地 石巻市大瓜字箕輪17

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第5条 「ぬくもりの家」に勤務する従事者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、事業を円滑に運営する為に必要であると認めるときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- 1 施設長 1名(兼務)

施設長は、当該事業所並びに同一敷地内にある他の施設及び併設される事業所を統括して運営管理を行う。

- 2 管理者 1名(兼務・介護職員)

管理者は、事業所の従事者の管理、利用者の申込に係る調整、業務実施状況を把握しその他の業務を一元的に行うとともに、運営規程等の遵守のための指揮監督する。

- 3 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名(兼務介護職員)

計画作成担当者は、上司の命を受け、認知症高齢者の介護サービス計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- 4 従事者 5名以上(内管理者・計画作成担当者と兼務1名)

介護従事者は、上司の命を受け、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

※1の施設長は、本体施設の指定介護老人福祉施設の施設長と兼務。

(利用定員)

第6条 利用者の定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 介護サービス、介護予防サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成)

第8条 介護サービス又は介護予防サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」という。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護予防サービス計画」という。）を作成するものとする。

- 2 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、介護サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行うものとする。

(利用料等)

第9条 「ぬくもりの家」の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 家賃 36,000円/月 (日割計算の場合1,200円/日)
- (2) 食費 800円/日  
食材料費内訳 (朝食200円, 昼食300円, 夕食300円, 含おやつ)
- (3) 水道光熱費 22,500円/月 (日割計算の場合750円/日)

- 2 上記（１）～（３）に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者又は家族に説明し、同意を得たものに限り徴収するものとする。
- 4 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 5 利用料の支払は、１ヶ月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに支払うものとする。

（入退居にあたっての留意事項）

第10条 入居の対象者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- （１）少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- （２）自傷他害の恐れがないこと
- （３）常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めるものとする。

（秘密保持）

第11条 「ぬくもりの家」の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守するものとする。

2 「ぬくもりの家」の従業者であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 苦情解決体制については、別に定める「重要事項説明書」に記載のとおりとし、その他苦情を処理するために講ずる措置は、社会福祉法人和仁福祉会が別に定める「苦情解決要領」に基づき対処するものとする。

#### (事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する介護サービス又は介護予防サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

#### (損害賠償)

第14条 「ぬくもりの家」の介護サービス又は介護予防サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事項により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

#### (衛生管理)

第15条 介護サービス又は介護予防サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者は、身体の状態の急な変化等で緊急に職員の対応が必要になった場合には、昼夜を問わず、いつでも職員の対応を求めることができるものとする。

(2) 職員は利用者からの緊急の対応の要請があった場合には、速やかに適切に対応を行うものとする。

(3) 利用者があらかじめ近親者等を緊急連絡先に届出をしている場合には、医療機関への連絡のととも、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(協力医療機関)

第17条 事業所は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

(2) 利用者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(3) 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(4) 事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設等との連携及び支援の体制を整えておくこと。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行うものとする。

(1) 防火管理者は事業所管理者とし、火元責任者に事業所介護職員を当てる。

(2) 防火管理者は、従事者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

(イ) 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難） 年二回

(ロ) 利用者を含めた総合訓練（夜間想定訓練） 年二回

(ハ) 非常災害用設備の使用方法の徹底 随 時

(3) 非常災害に備え定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

(業務継続計画)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直しし変更するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 本事業所の管理者は従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随 時

2 介護サービス又は介護予防サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。なお、やむを得ず行う場合には、事前連絡又は事後に速やかにその家族等に報告し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

3 「ぬくもりの家」はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人和仁福祉会理事会に諮って決定するものとする。

(虐待防止防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(掲示)

第22条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

付 則 この規定は平成17年 5月 1日から施行する。  
この規定は平成18年 4月 1日から施行する。  
この規定は平成20年12月 1日から施行する。  
この規定は平成21年 4月 1日から施行する。  
この規定は平成26年12月 1日から施行する。  
この規定は平成27年 8月 1日から施行する。  
この規定は令和元年 5月 1日から施行する。  
この規定は令和2年 5月 1日から施行する。  
この規定は令和3年 5月 1日から施行する。  
この規定は令和4年 4月 1日から施行する。  
この規定は令和7年 2月 1日から施行する。